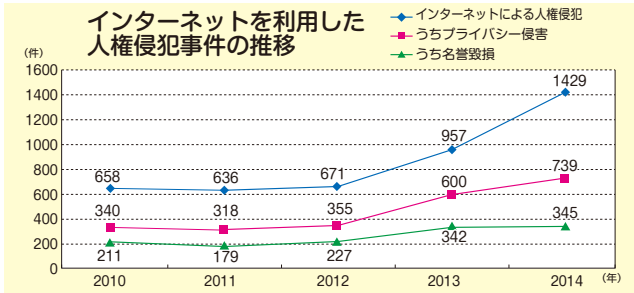


インターネット ー 個人情報 を大切にー



インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板などは、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があり、さらに、匿名性が高く、人の表情が見えないために表現が過激になりがちです。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。安易な書き込みをすることは、人の生活や命にかかわるような差別事象にまで発展することもあり、子どもたちの生活の中では、いじめの手段として使われることもあります。

また、一旦インターネット上に掲載された情報は、次から次へと容易に転載されるために、問題が大きくなる場合もあります。情報化が進み、あらゆる情報が電子データにされていますが、「部落地名総鑑」のような差別的な図書もデータ化され、瞬時にばらまかれる危険性もあるのです。

らち 拉致問題 ー 会いたい! ただ一つのねがいー

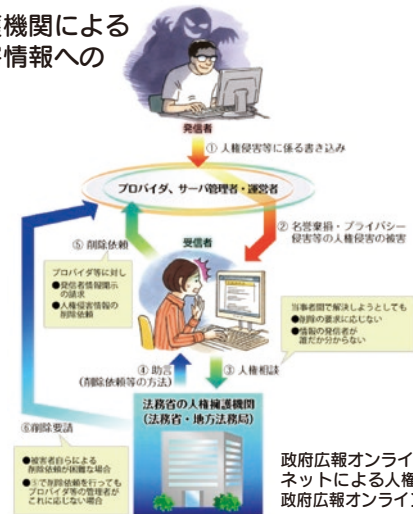
拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることがあきらかになったため、政府は1991（平成3）年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けてきましたが、2002（平成14）年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010（平成22）年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

最近では、スマートフォンや携帯電話を所持する子どもが増えており、「使いすぎ」や「無料通話アプリ(LINE等)によるいじめ」などが問題となっています。

人権擁護機関による人権侵害情報への対応(例)



豊かな生活につなげるには

インターネットは、世界で起こっている出来事に関する情報をリアルタイムで入手することができると同時に、他の人と情報のやり取りが瞬時にできるため、たいへん便利です。この便利さを、すべての人の生活を明るく豊かなものにつなげていくために、インターネットとの関わり方をみつめなおし、本来の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められているのです。

拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。